官報告示

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、沖縄労働局の関係労働者を代表する者我如古直人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年５月31日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、沖縄労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年６月８日

４　推薦書及び添付書類提出先　沖縄労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人池谷泉の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年５月31日　　福岡法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成29年５月12日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年５月31日

名古屋法務局長　小栗　健一

記

氏名　安部　敏朗

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

登録番号　愛知第2138号

事務所の所在地　愛知県名古屋市北区芦辺町三丁目５番地６

違反行為　業務外行為等

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第１号の規定に基づき、平成29年５月12日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成29年５月31日

名古屋法務局長　小栗　健一

記

法人名称　土地家屋調査士法人イデアグループ

所属する土地家屋調査士会　愛知県土地家屋調査士会

法人番号　18―0002

事務所の所在地　愛知県名古屋市北区芦辺町三丁目５番地６

違反行為　業務外行為等

宅地建物取引業大臣免許の取消処分の公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第１項の規定による処分をしたので同法第70条第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年５月31日

沖縄総合事務局長　能登　　靖

１　被処分者

⑴　商号　株式会社リョウエンタープライズ

⑵　代表者氏名　吉山　亮太

⑶　主たる事務所　沖縄県沖縄市字登川3231番地１

⑷　免許証番号　国土交通大臣(1)第8800号

⑸　免許年月日　平成27年６月２日

２　処分年月日　平成29年５月10日

３　処分内容　株式会社リョウエンタープライズについて、宅地建物取引業大臣免許の取り消し

４　適用条項　宅地建物取引業法第66条第１項第３号

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等

１　自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第73条第１項の規定に基づく被疑事実通知書

入間管制隊　空士長　稲石　孝之　殿

平成28年10月28日以降、正当な理由なく欠勤した。

入間管制隊長　２等空佐　大場　啓生

２　自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等

⑴　審理のために出頭すべき期日

平成29年７月26日午前10時

⑵　出頭すべき場所　航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地）

⑶　その他審理のために必要な事項

ア　弁護人が必要な場合には、平成29年６月21日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。

イ　平成29年７月12日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し、又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。

証人を指定する場合には、証人の住所又は所属、官職、氏名及び尋問事項を、証拠調べを請求する場合には、証拠物の内容、所在及び取調事項を示して行うものとする。

ウ　審理における供述を辞退する場合には、その旨を申し出ることができる。

平成29年５月31日

航空自衛隊航空保安管制群入間管制隊長

２等空佐　大場　啓生

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第５０２１号

山口県下松市大手町３丁目３番３号

申立人　下松市長　國井　益雄

本籍山口県下松市大字河内1980番地１、最後の住所山口県下松市大字東豊井1302番地44、死亡の場所山口県下松市、死亡年月日平成29年１月24日、出生の場所山口県熊毛郡田布施町、出生年月日昭和25年４月30日、職業無職

被相続人　亡　浅原　由夫

事務所山口県周南市鐘楼町１番22号　月丘ビル３階

相続財産管理人　通山　和史

山口家庭裁判所周南支部

平成２９年（家）第６０号

愛媛県松山市一番町４丁目１番地２愛媛県自治会館５階

申立人　愛媛地方税滞納整理機構

本籍愛媛県西条市小松町北川254番地、最後の住所愛媛県西条市小松町北川254番地、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日平成28年６月７日、出生の場所愛媛県周桑郡小松町、出生年月日大正12年12月６日、職業不明

被相続人　亡　高橋　才司

愛媛県西条市明屋敷651番地　エムズビル３Ｆ

相続財産管理人　宮内　哲彦

松山家庭裁判所西条支部